



影岡 俊範 議員

下水熱の効果と特長

国土交通省

- 下水は大気と比べ冬は暖かく、夏は冷たい特質を有するとともに、安定的かつ豊富に存在。
- この温度差エネルギーを活用することにより、ヒートポンプを用いて冷暖房・給湯（又は温水利用等）を行うことで省エネ・省CO2化を図ることが可能。また、下水の熱を融雪等に直接利用することも可能。
- 下水熱は、約80万世帯の熱利用量に相当する大きなポテンシャルを有する。

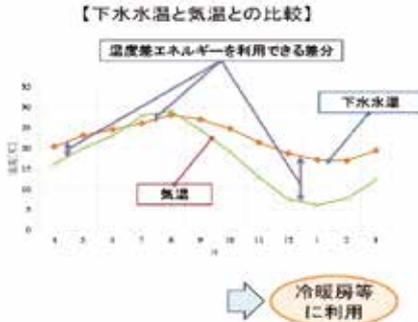


図2-5 下水熱利用方式と空気熱源方式の効率比較
E-DASH プロジェクトガイドラインより抜粋

松前町では経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を

答 教育長

- 就学援助制度の概要について。
- ① 就学援助の実施主体
 - ② 就学援助の対象者
 - ③ 補助の概要及び対象品目
 - ④ 国の補助率

家計が教育格差とならないための「子育て支援」

平成26年8月にとりまとめられた「新下水道ビジョン」においては、下水道の使命として、「水・資源・エネルギーを量的・質的に健全に循環させる社会の構築に貢献する」ことが掲げられている。地球温暖化の進行、エネルギー需給の逼迫といった社会情勢の変化から下水道の役割は、排除・処理という基本的役割を持続しつつも、低炭素社会への貢

町の「潜在能力」活用を まちづくり計画に

下水熱利用は、下水の持つ熱を給湯や冷暖房に活用し、都市の省エネ化・二酸化炭素の削減を図るものだ。現在、全国で20箇所の地域で下水熱が利用され



ているが、設備投資額が大きいと、大規模施設でなければ、導入は効率的ではない。現在課題として挙げている。

松前町では経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を

答 教育長

- 行っている。
- ① 実施主体は松前町
 - ② 生活保護法の規定に適合する要保護者、松前町が要保護者に準ずる程度と認めた準要保護者及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者。
 - ③ 概要は、要保護者については生活保護費に含まれていない修学旅行費を全額援助。

準要保護者及び特別支援学級の保護者は、学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、給食費、修学旅行費等について限度額はあるが全額を援助。

答 「国の補助率」は

- ④ 「国の補助率」は要保護者及び特別支援学級は支給額の2分の1。準要保護者は、現在在庫補助はなく松前町の一般財源からの支出になっている。

将来的に町のまちづくり計画に、町の持っている「潜在能力」を活かすことが必要ではないかと考える。

答 教育委員会事務局長

経済的理由で就学が困難な小中学生の新入学児童生徒学用品費について、所得が確定する6月以降だった支給時期を、31年度入学者から2～3月に早める方向で検討する。

学用品費等の支給を就学前に実施できないか。（愛媛県下の町ではどこも実施されていない。）

意見 現状は全国的にも先行事例は少なく、大規模施設の開発計画・改修計画に並行して実施されている。当町の需要ポテンシャル規模を見れば、エミフル松前（大規模商業施設）があり、当庁舎関連施設・中学校が隣接するという好条件に恵まれていると考える。